第 380 回企業会計基準委員会

マイナス金利下での退職給付会計における割引率に関する公開草案 プロジェクト に寄せられたコメントへの対応

第 379 回企業会計基準委員会及び第 91 回退職給付専門委員会で聞

項目 かれた意見

### 本資料の目的

1. 本資料は、実務対応報告公開草案第54号「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)に寄せられたコメント・レターの内容とそれらに対する対応案等の検討において、第379回企業会計基準委員会(2018年2月22日開催)及び第91回退職給付専門委員会(2018年2月20日開催)(以下「専門委員会」という。)で聞かれた主な意見をまとめたものである。

# 公表にあたって(案)に対して聞かれた意見

2. 冒頭において本実務対応報告の内容を要約したものと記載されているが、ほぼ実務 対応報告の内容であるため、当該記載は不要であると考える。(第 379 回企業会計 基準委員会)

「公表にあたって」(案)における記載を修正している(審議事項(3)-2参照)。

# 実務対応報告(案)に関連して聞かれた意見

#### 実務対応報告第34号に関する意見

3. 本公開草案が最終化された場合、実務対応報告第34号における適用時期の定めの 記載が修正されないため、誤解しないように実務対応報告第34号の脚注等で注意 喚起する記載を追加する必要があると考える。(第91回専門委員会)

実務対応報告第34号において、注意喚起を行うために以下を記載する予定である。

- ・本実務対応報告の公表により実務対応報告第34号の適用時期が変更されている。
- ・変更後の適用時期については、本実務対応報告の定めが適用される。

# 公開草案に寄せられたコメントと対応案に対して聞かれた意見

### 総論に対する意見

コメント1)に対する意見

4. 実務に携わる財務諸表作成者及び監査人とも賛成していることから、現行の実務対

応報告第34号における取扱いを継続することが望まれているものと推察される。 (第91回専門委員会)

5. 本公開草案の提案を支持するコメントを提出した関係者は、現状の金利下においては、退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさないことを前提に条件付きで同意しているものと考えられる。(第91回専門委員会)

### コメント2)に対する意見

- 6. コメント提出者の「利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りを そのまま利用する方法」のいずれが妥当であるか結論を出すべきとのコメントに対 して、コメントへの対応(案)での「2つの考え方が採り得る」と記載しており、 コメント提出者のコメントへの対応として適切ではないため、表現を見直すべきと 考える。(第91回専門委員会)
- 7. 反対意見のコメント提出者のコメントにおいて、退職給付債務の測定の目的についての言及がなされてないため、コメント提出者においても本公開草案第10項に記載のとおり退職給付債務の測定の目的を明らかにすることは難しいと考えているのではないか。(第91回専門委員会)

上記の意見を踏まえ、コメントへの対応(案)の記載を見直している(審議事項(3)-4参照)。

### 各論に対する意見

#### コメント3)に対する意見

- 8. コメントへの対応(案)における「本件」が指している内容が明確ではないため、 記載を見直すべきと考える。(第 379 回企業会計基準委員会)
- 9. コメントへの対応(案)の記載では、「国際的な会計基準においても、参照する割引率に関する取扱いは異なる」点が明記されており、コメント提出者が指摘する「読者に与える誤解」は回避されていると考える。当該記載を「本実務対応報告の公表の経緯」において記載することも考えられる。(第91回専門委員会)
- 10. 割引率の基礎する債券の利回りとして国債の利回りを用いるのか優良社債の利回りを用いるのかという論点は、利回りがマイナスとなる場合に固有の論点ではないので、コメントへの対応(案)で問題ないと考える。(第91回専門委員会)
- 11. 国際的な会計基準との整合性については、本公開草案で検討すべき論点としなかったものであり、いずれの方法も認められる限りにおいては、実務対応報告において

- この点を深く記載する必要性はないと考えられるため、コメントへの対応(案)の記載に賛成する。(第91回専門委員会)
- 12. 退職給付債務の測定目的を明らかにすることと、退職給付債務の計算に用いる割引率を国際的な会計基準と整合性を図ることは、次元の異なる論点であると考える。国際的な会計基準と整合性に関しては、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」(以下「退職給付会計基準」という。)は過去にコンバージェンスが図られているため、再度検討を行う場合、基準諮問会議においてテーマ提言すべき論点であると考える。(第91回専門委員会)

#### コメント5) に対する意見

13. コメント提出者からのコメントについては、本公開草案の検討の経緯を踏まえるとコメントへの対応(案)の記載でとどまることはやむを得ないと考える。(第91回専門委員会)

#### コメント7) に対する意見

- 14. 本公開草案第2項における「当委員会が認める当面の間」という表現では当委員会が認めるという行為が必要であるように読めるので、「変更する必要があると当委員会が判断するまでの当面の間」との表現にする方が実態に合っていて良いのではないか。(第91回専門委員会)
- 15. (前項の意見に対して) あくまで重要性の判断は当委員会が行うということを強調する観点では、「当委員会が認める」という表現とすることは理解できる。(第 91 回専門委員会)
- 16. 本公開草案第2項に「第2項に定めるいずれの方法によっても退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさず、当該取扱いを変更する必要がないと当委員会が認める」と記載しなくてはいけない理由をコメント対応(案)に記載するのが親切であると考える。(第91回専門委員会)
- 17. コメントへの対応(案)における「個々の企業にその判断を委ねる」との表現については、企業だけなくそれ以外の関係者も含むことが分かるような表現とすべきと考える。(第 91 回専門委員会)

上記の意見を踏まえ、コメントへの対応(案)の記載を見直している(審議事項(3)-4 参照)。

## その他の意見

- 18. 実務対応報告第34号第17項に「ガイダンスの公表に向けて、引き続き検討を行う。」との記載があるが、新たな実務対応報告で実務対応報告第34号の適用期限を延期された場合、第17項の記載がそのまま残ってしまうのではないか。(第91回専門委員会)
- 19. コメントへの対応(案)の記載を前提とすると、退職給付債務の計算に重要な影響を与える場合が少なくてもあり得るということであれば、一定の注記を求めることも考えられるのではないか。(第91回専門委員会)
- 20. コメント 2) において「マイナスの利回りをそのまま利用する方法」に限定すべきとのコメントが寄せられている一方で、「利回りの下限としてゼロを利用する方法」とすべきとの見解について正当化する理由を記載したコメントが見受けられないこと、コメント 4) に寄せられたコメントにあるとおり重要な影響を及ぼす場合もあり得る中で追加的な検討の対応を行われないことから、提示された文案のまま公表議決される場合、公開草案と同様の理由により実務対応報告の公表に反対せざるを得ない。(第 379 回企業会計基準委員会)

以上